第８号様式（条例第３・８・９条関係）

注）すべて本人(登録申請者)が自書、押印してください。

代理権授与通知書（委任状）

令和　　年　　月　　日

登録申請者 ※5	住所	土佐町　　番地		世帯主		登録印鑑	
	氏名		生年月日	年　月　日	性別	男・女	
代理人	住所	□ 申請者に同じ □ 郡市区　町村　番地番				申請時には登録印鑑を代理人に持参させてください。 また、代理人は代理人の本人確認ができる書類が必要です。	
	氏名	㊞	生年月日	年　月　日	性別	男・女	
委任内容 ※2	□**登録申請** □**登録廃止申請** □**登録証再交付申請**(著しい汚損又は損傷) □**登録印鑑亡失届**【登録廃止】 □**登録証亡失届**【登録廃止】						

私（**登録申請者**）は、上記（**代理人**）の者を代理人と定め、
所定（**委任内容**）の権限を委任しましたので通知します。

※(注意)

1. この印鑑登録代理権授与通知による代理人申請の場合は、印鑑登録証の即日交付はできません。
   登録申請を受付した後、登録者本人の住民登録地に照会書（回答書）を郵送します。
   照会書（回答書）が届いたら登録者本人が回答書に自書により署名、押印し、登録者本人または代理人が持参してください。
2. 申請（届出）時には、□登録は登録する印鑑、□廃止は登録証、□登録証再交付は登録された印鑑及び登録証、□印鑑亡失は登録証を添えて申請（届出）して下さい。また、登録証の再交付には 300 円の手数料がかかります。
3. 回答時には回答書、登録印鑑、登録者本人の健康保険証等本人確認ができる書類が必要です。
   また代理人に依頼される場合は、受領に関する委任の書類『代理権授与通知書代理人（委任状)』、代理人の本人確認ができる書類及び代理人の印鑑が必要となります。
4. 印鑑登録証明書は回答書により登録できた日より発行できます。
5. 15 歳未満の者及び成年被後見人は、登録できません。